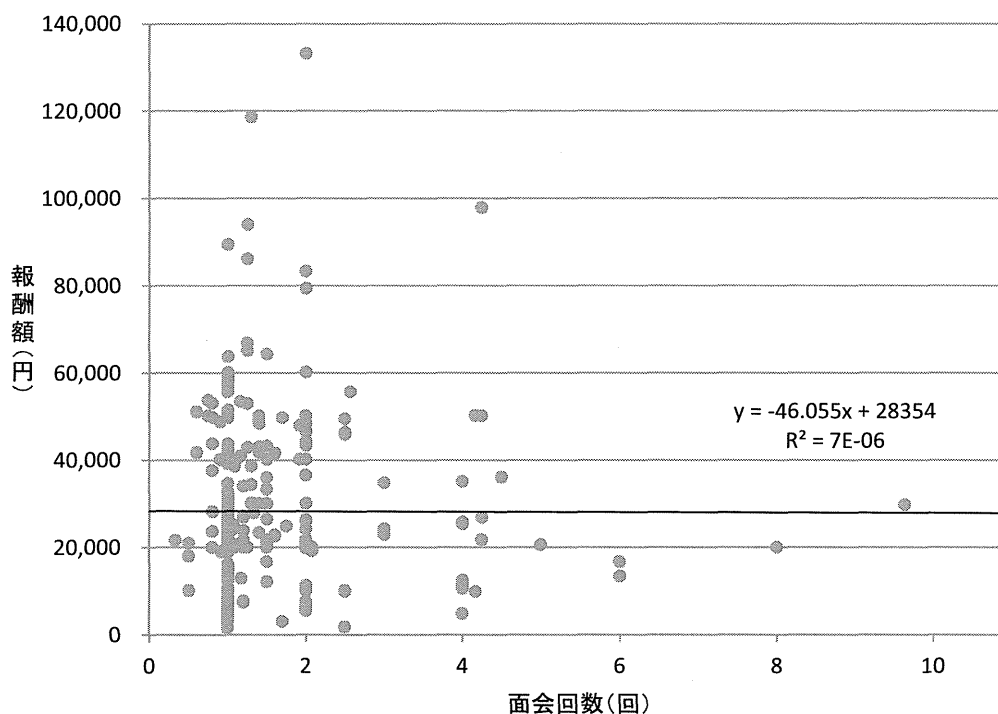


[表7-8] 相関分析(後見報酬と本人との面会状況との間の関係)

	報酬額との相関係数	n
面会回数 (1ヵ月あたり)	-.003	289
面会時間 (1回あたり)	.073	278
面会時間 (1ヵ月あたり)	.013	281

そしてこれらの分析の結果、本人との面会状況と後見報酬との間には、何ら統計的に有意な相関関係は見出されなかった。

[図7-22] 面会回数(1ヶ月あたり)と報酬額の関係



さらにこの結果を補強するために、後見人等によってなされた身上監護業務(事実行為)の実施状況と報酬額との間の関係について分析を行う。

[表7-9] 相関分析(後見報酬と身上監護[事実行為]との間の関係)

	身上監護との相関係数	n
本人の介護	-.203	42
本人の家事支援	-.058	42
通院等の付き添い	-.010	364
医療支援	.045	50

ここでは身上監護活動全般の中でも、特に次の4つの活動を取り上げてみたい。その活動とは、「本人の介護」(本人の食事・入浴等の介助など)・「本人の家事支援」(買い物や調理等の支援)、「通院等の付き添い」(通院等の外出の付き添い)、「医療支援」(本人の服薬管理や喀痰吸引などの医療に関する支援)である。これらは、特に法的に後見人等に義務づけられている業務ではないが、

その実施によって本人の生活の質を大きく向上させることが期待される活動であり、また後見人の身上監護活動の熱心さを測る指標とみなすこともできる。

そして、これらの身上監護活動の実施状況と報酬額との間の関係を明らかにするために、それぞれ

の関係について相関分析を行った。だがその結果、これらの関係のいずれにおいても統計的に有意な相関関係は見出されなかった。

以上のことから、身上監護活動と報酬額との間の無相関性が明らかになった。すなわち、本人の身上監護活動をどれだけ熱心に行おうが（本人とどれだけ頻繁に会おうが、どれだけ長時間本人と接しようが、介護・介助・家事支援などをどれだけきめ細やかに行おうが）、後見報酬額にはほとんど全く反映されない、ということである。

7.5.3. 特別な業務と報酬額との関係

次に、後見人等によって行われる業務のうち、「特別な業務」（不動産売却、遺産分割協議、保険金の請求・受領、訴訟・調停・示談などの業務）に注目し、この特別な業務と後見報酬額との関係について検討する。

この点につき、特別な業務が実施されることによって本人が得られた経済的利益の金額と、後見報酬額との関係を散布図にして表してみる（図7-23）。そうすると、特別な業務による経済的利益

が増加するほど後見報酬額も増えるという関係が、両者の間に成立していることが見て取れる。

さらにこのことをより客観的に証明するために、両変数間の関係について回帰分析を行ったところ、両者の間に統計的に有意な正の相関関係（危険率1%）が成立していることが明らかになった（表7-10）。

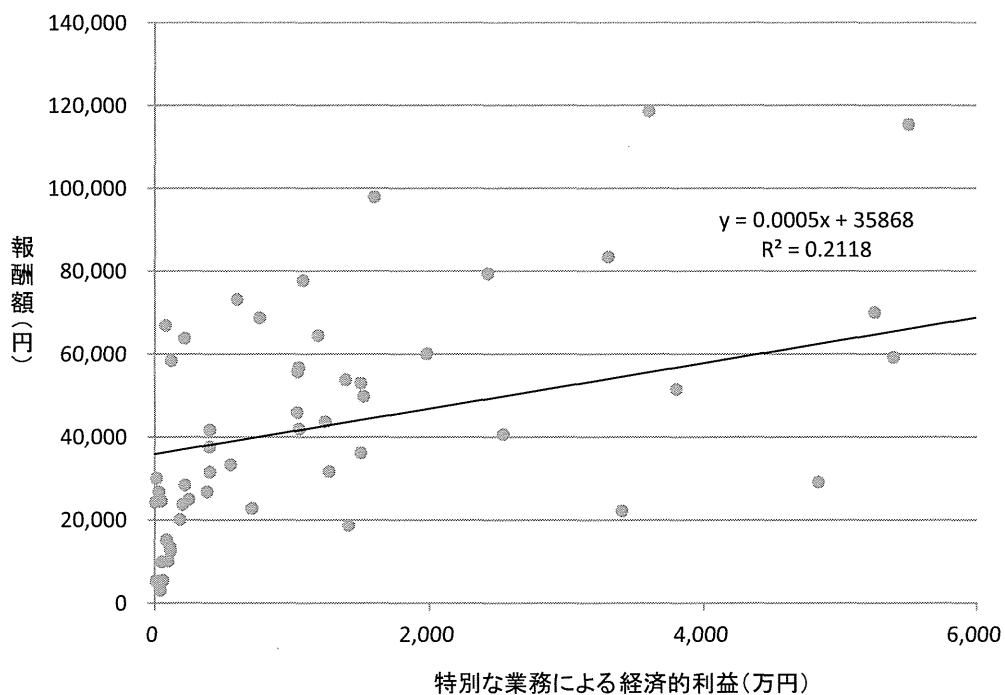
[表7-10] 回帰分析(後見報酬額(被説明変数)と特別な業務による経済的利益との関係)

	調整済み R ²	n
回帰	.197**	55

	標準回帰係数	有意確率
特別な業務による経済的利益	.460**	.000

** p < .01

[図7-23] 特別な業務による経済的利益と報酬額との関係



以上の分析結果を簡潔にまとめると次のようになる。

すなわち、現行の報酬決定システムにおいては、後見人の業務全般について（財産管理も身上監護も）その業務の状況はほとんど全くといっていいほど反映されていないが、そのうちの特別な業務については報酬額に反映されている、ということである。ただしここで報酬に反映されているのは、後見人による業務そのものというよりも、その業務を通じて生じた経済的利益の金額（本人の金融資産がいくら増加したか）である。このことから、裁判所は、後見人によって実施された業務自体よりも、むしろ（その業務の結果として）本人の金融資産がどのように変化したのか（金融資産は増えたのか？）という点に注目する傾向にあると推察される。

7.6. 本人の財産と報酬の関係に関する分析

ここまでの分析によって、特別な業務以外の後見業務、ならびにその業務に対する評価は後見報酬にはほとんど反映されておらず、また裁判所は、これら後見業務やそれに対する評価よりも、むしろ本人の管理対象財産（なかでも特に金融資産）に注目する傾向にあることが明らかにされた。

これを受けてここでは、本人の保有財産（特に金融資産）と後見報酬との間の関係に関する分析（分析5）を行いたい。

まずは分析の前提として、本人の財産の構成要素、すなわち本人の資産（金融資産・不動産・総資産）と収支（収入・支出・収支）の間の相互関係について検討しておきたい。

表7-11は、資産と収支の諸要素の間の相関係数を表したものである。

[表7-11] 相関分析(資産と収支の構成要素間の相関関係)

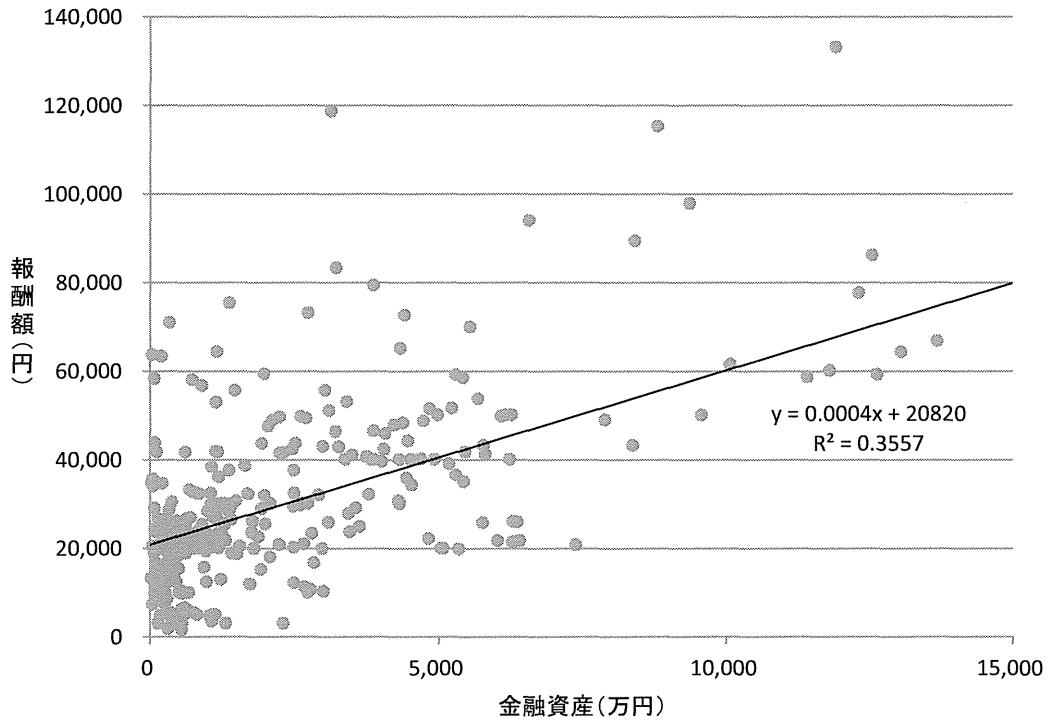
	金融資産	不動産	総資産	収入	支出	収支
金融資産	1					
不動産	.167**	1				
総資産	.875**	.610**	1			
収入	.313**	.193**	.338**	1		
支出	.368**	.293**	.430**	.355**	1	
収支	.191**	.091*	.193**	.931**	-.012	1

* p < .05, ** p < .01

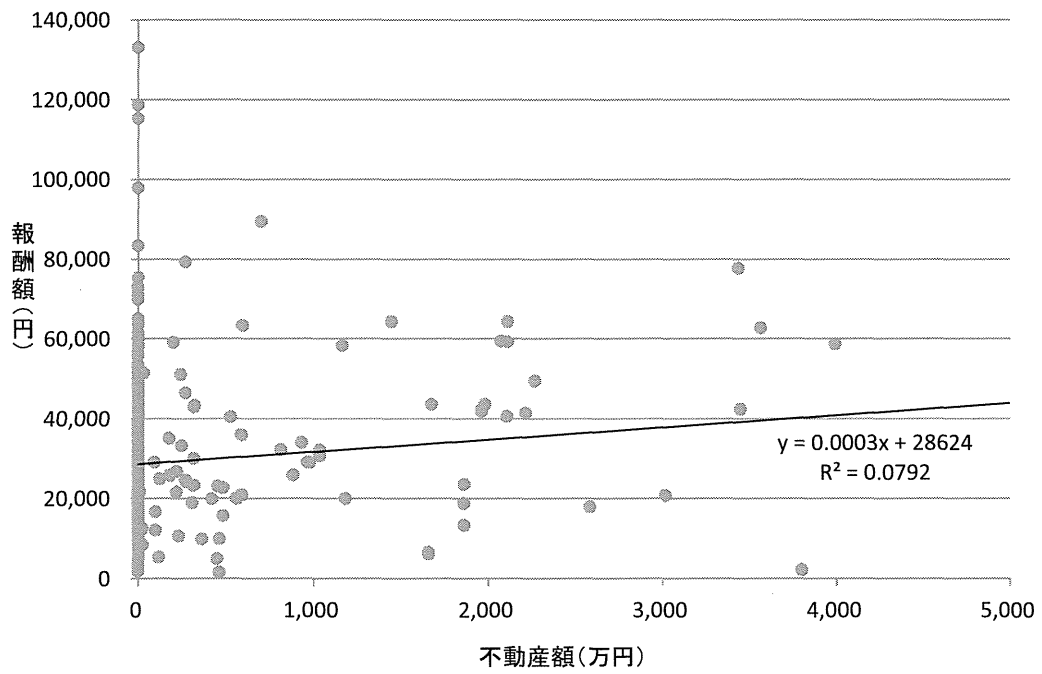
これをみると資産と収支を構成する諸要素は、相互に非常に密接な関係にあることが分かる（ほとんどの要素が統計的に有意な相関関係にある）。なかでも注目すべきは金融資産と総資産の間の強い相関関係（相関係数 = .875）であり、総資産の金額は金融資産の大きさによって強く規定されるという関係が成立している。

これを踏まえて、次に、資産、収支の各構成要素と報酬額との関係について分析を行う。図7-24～図7-27は、本人の保有資産（金融資産、不動産、総資産）および収支と、後見報酬額との間の関係について、それぞれ散布図で表したものである。

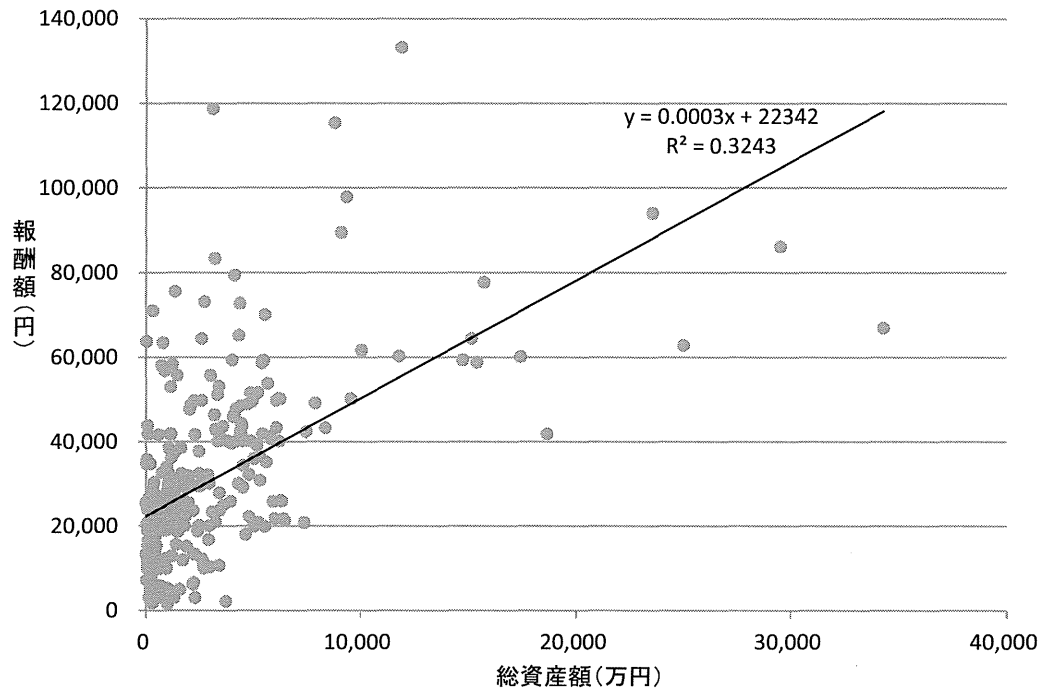
[図7-24] 金融資産額と報酬額の関係



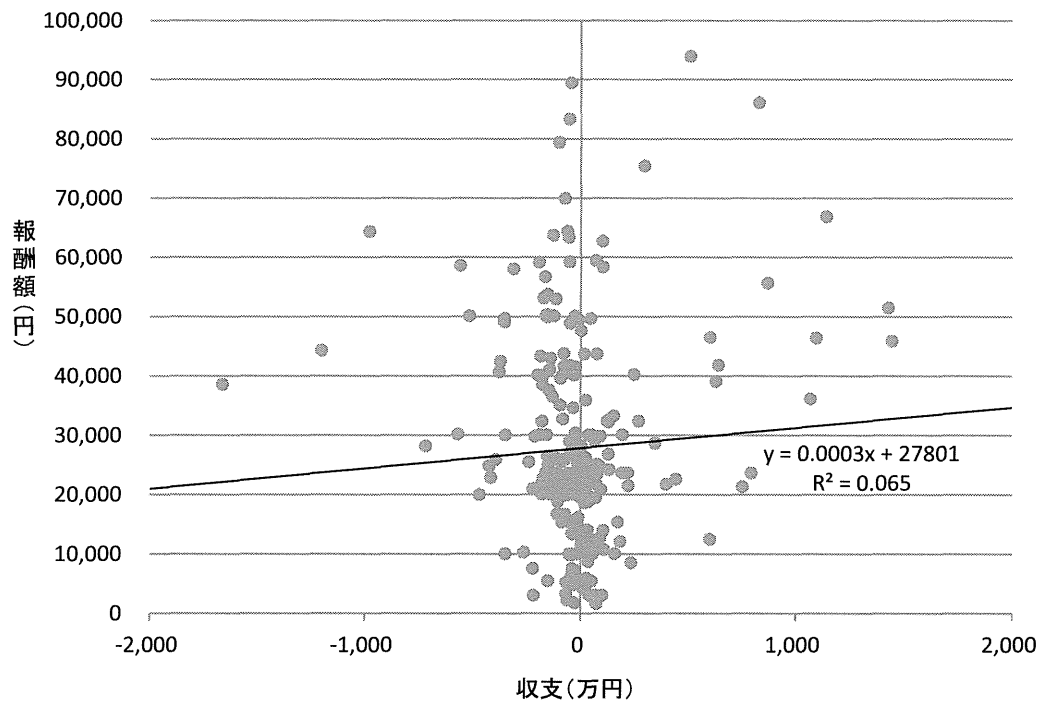
[図7-25] 不動産額と報酬額の関係



[図7-26] 総資産額と報酬額の関係

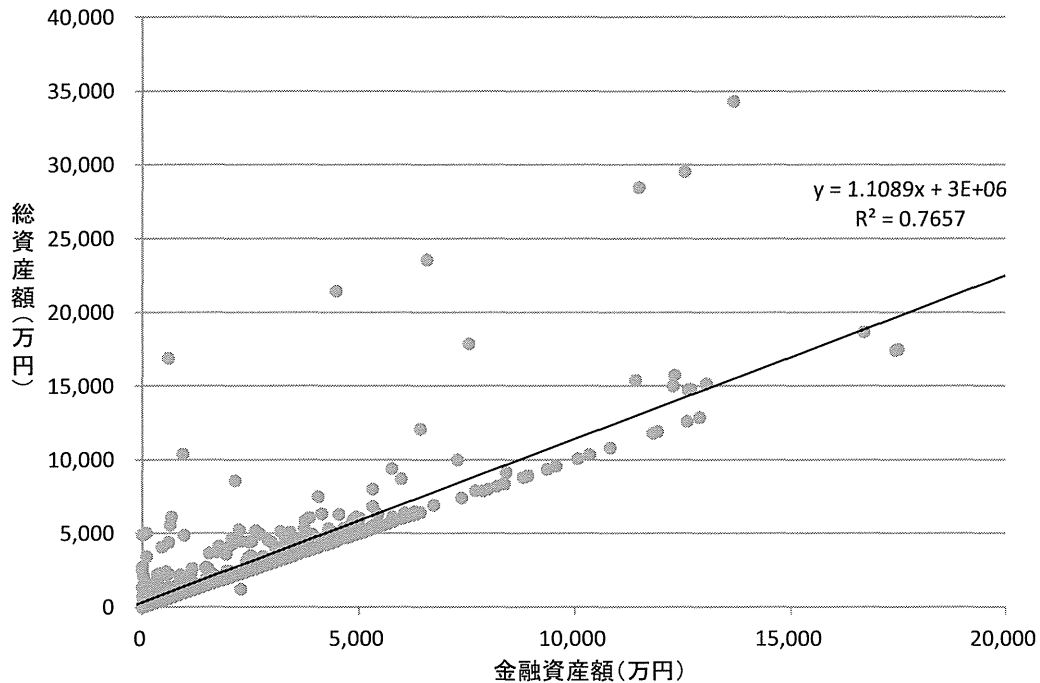


[図7-27] 収支と報酬額の関係



これらのうち特に注目すべきは、本人の金融資産額と報酬額の間、ならびに総資産額と報酬額の間それぞれ成立している有意な相関関係である。だがこのうち、総資産額と報酬額との関係については、先の相関分析でも示されたように、総資産額の多くの部分が金融資産によって説明されるということから生じているものと考えられる。この総資産と金融資産の関係の強さは、両者の関係を表す散布図（図7-28）によっても示すことができる。

[図7-28] 総資産と金融資産の関係



[表7-12] 回帰分析(後見報酬額〔被説明変数〕と金融資産額の関係)

	調整済み R ²	n
回帰	.356**	333

	標準回帰係数	有意確率
金融資産	.596**	.000

** p < .01

上記の分析結果から、後見報酬は、本人の保有財産の中でも特に金融資産との間で強い相関関係が成立していることが分かった。このことを確認するために、後見報酬額と本人の金融資産額との間の関係について回帰分析を行った結果、両者の間には、統計的に有意な相関関係が成立していることが証明された（表7-12）。つまり、本人の金融資産額が多いと、それに比例して報酬額も増える傾向にある、ということである。

[表7-13] 重回帰分析(総資産額〔被説明変数〕と資産・収支の諸要素との間の関係)

	調整済み R ²	n
重回帰	1.000**	696

	標準偏回帰係数	有意確率
金融資産	.767**	.000
不動産	.504**	.000
収入	.000	.718
支出	-.000	.576

** p < .01

さらに以上のことを補強するために、総資産と資産・収支の構成要素との間の相関関係についてより詳しい分析を行うことによって、本人の保有財産全体における金融資産の位置づけを明らかにしておきたい。

表7-13は、総資産を、資産・収支の諸要素によって説明する重回帰分析（被説明変数＝「総資産」、

説明変数＝「金融資産」、「不動産」、「収入」、「支出」を行った結果である。（ただしこの分析では、資産と収支の各要素が総資産に与える影響力の大きさを示すため、強制投入法を用いて、統計的に有意でない変数も回帰式に投入してある。）

するとこれらの分析の結果として、「総資産」の多くの部分は、「金融資産」の大きさによって説明されることが統計的に明らかになった（危険率1%で有意）。

以上の分析結果を簡潔にまとめると次の3点になる。

第一に、本人の保有資産額と後見報酬額の間には正の相関関係がある。

第二に、金融資産は総資産を説明する非常に強い規定要因となっている。

第三に、総資産と報酬額の間には、一見するとかなり強い相関関係が存在しているように見えるが、これは疑似相関（見かけの相関）に過ぎず、実は報酬額との間に相関関係が成立しているのは総資産ではなく金融資産の方である。そしてこの疑似相関は、金融資産が、報酬額と総資産の両方を説明している（両方の規定要因となっている）ことから生じている。

以上のことを一言でいうと次のようになる。

すなわち、本人の保有財産や収支に係る諸要素の中でも特に金融資産は総資産を説明する基底的要素となっており、この金融資産が（一方で総資産を経由しながら）後見報酬に対して大きな影響を与えている、ということである。

7.7. 総合的分析

以上、後見報酬決定システムを構成する各要素（後見報酬、本人の財産、後見業務、業務評価）の間の関係についてさまざまな観点から分析を行ってきた。

これを受けて最後に、後見報酬と、本人の財産、後見業務、業務評価、さらには後見人の属性など、後見に係る諸要素との間の関係について総合的な分析（分析6）を行いたい。ここまでは、後見報酬と後見に係る各変数との間の関係をそれぞれ個別に分析してきたが、ここでは、それら後見に関する諸変数を網羅的に扱って、これらの変数と後見報酬との間の関係に関する総合的な分析を行う。具体的には、後見報酬に影響を及ぼすと考えられる諸変数（本人の財産、後見業務、業務評価、後見人の属性など）と後見報酬との関係を、重回帰分析を用いて明らかにする。

[表7-14] 重回帰分析(後見報酬額〔被説明変数〕と本人の財産や後見業務や後見人の属性などに係る諸変数との間の関係)

	調整済み R ²	n
重回帰	.434**	333
	標準偏回帰係数	有意確率
金融資産	.576**	.000
親族後見か否か	-.126**	.003
特別な業務の有無	.252**	.000

** p < .01

ステップワイズ法を用いて、後見報酬と特に関連が深いと考えられる諸変数を、その他のさまざまな諸変数によってコントロールしながら重回帰分析を行った。その結果、次のような重回帰式が導出された。

$$y = 0.000381x_1 - 11104x_2 + 13395x_3 + 19470$$

y = 後見報酬額

x₁ = 本人の金融資産額

x₂ = 親族後見人であるか否か

x₃ = 特別な業務の実施の有無

この分析結果を簡潔にまとめると次の4点になる。

第一に、後見報酬額は、①本人の金融資産額の多さ、②後見人が親族であるか否か、③後見人は特別な業務を実施したか否か、ということによって大きく影響される。

第二に、後見報酬額は、本人の金融資産額、および特別な業務の実施との間で正の相関関係が成立している。つまり、本人の金融資産額が多いほど報酬額は多くなり、また特別な業務を実施した方が報酬額は多くなる傾向にある。

第三に、後見報酬額と後見人の業態との間で有意な相関関係が成立しており、第三者後見人の方が、親族後見人よりも報酬額が多くなる傾向にある。ただしこの関係においては、第三者後見人であることそれ自体が報酬額の増額要件となっているわけではなく、あくまで他の諸要因の結果として、業態間で報酬額の差が生じていると考えるべきである。

第四に、これらの諸要素の中でも、本人の金融資産額が報酬額の決定に最も大きな影響を与えている。①特別な業務の実施は、結果として本人の金融資産額の増加につながる、②金融資産は、本人の資産総額や収支の状況を左右する基底的要素となっている、などの理由により、金融資産は、報酬決定（ならびにそれに影響を与えるさまざまな諸要素）を規定する最大の因子となっている。

7.8. 本分析のまとめと含意

以上、現行の報酬決定システムを構成する各要素の間の相互関係について6つの分析を行ってきた。最後に、これらの分析それぞれについて、あらためて簡潔にまとめておきたい。

第一に、本人の財産と後見業務の関係に関する分析（分析1）である。本分析によって、（裁判所も採用しているとされる想定と異なり、）本人の保有財産が多ければ後見業務も難しくなる、というわけではないことが明らかになった。

第二に、後見業務とその評価の関係に関する分析（分析2）である。本分析によって、後見人が行う業務のうち、身上監護活動は本人等の評価を高める傾向にある（他方、財産管理業務は評価に影響を与えない）、ということが明らかになった。

第三に、業務評価と報酬の関係に関する分析（分析3）である。本分析によって、後見人の業務に対する後見関係者の評価が高くても、報酬が多くなるわけではない、ということが明らかになった。

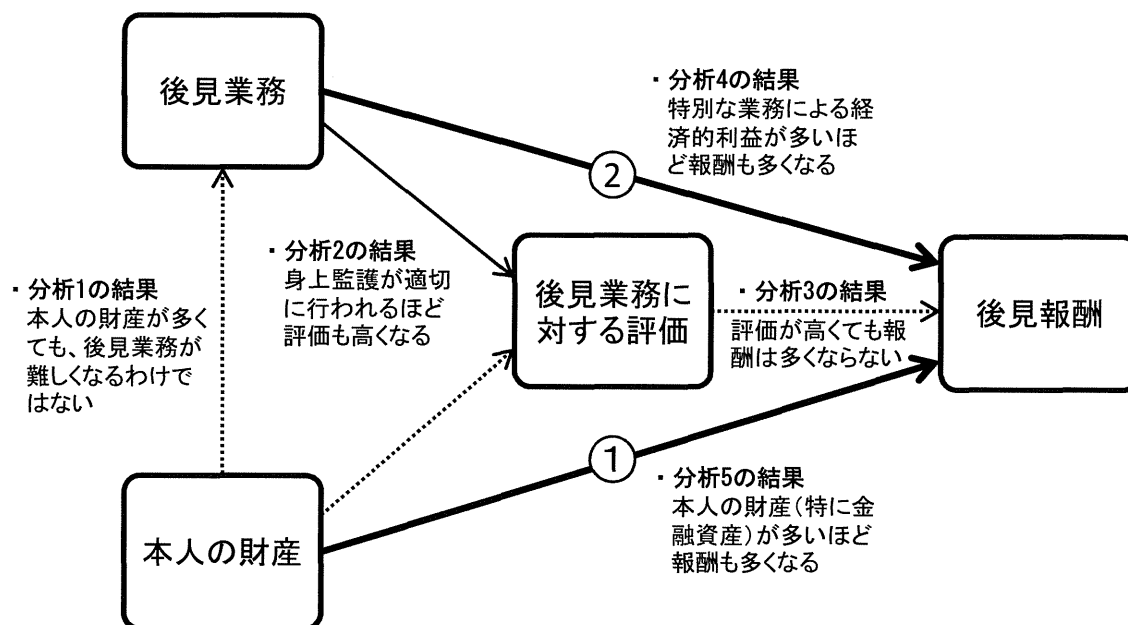
第四に、後見業務と報酬の関係に関する分析（分析4）である。本分析によって、後見人が行う業務一般の業務量は報酬額に影響を与えないが、そのうちの特別な業務だけは、その実施による本人の経済的利益が多いほど報酬も多くなる、ということが明らかになった。

第五に、本人の財産と報酬の関係に関する分析（分析5）である。本分析によって、本人の管理

対象財産（特に金融資産）が多いほど、報酬も多くなる、ということが明らかになった。

第六に、総合的分析(分析6)である。本分析によって、後見報酬額は、①本人の金融資産額の多さ、②後見人が親族であるか否か、③後見人は特別な業務を実施したか否か、ということによって大きく影響される、ということが明らかになった。

[図7-29] 後見報酬の決定構造に関する分析結果



以上の分析結果、ならびにそこから導き出される含意を簡潔に述べると、次のようになる。

現行の報酬決定システムは、理念型としての合理的な仕組みではなく、むしろかなり非合理的な仕組みで動いている。すなわち、客観的な根拠に乏しく、いまだ実証されていない想定に基づき、サービス受容者の評価をほぼ全く考慮せず、結果として公平性に欠けた仕組み（一生懸命仕事をした人が報われない仕組み）になってしまっているのである。

後見業務評価に関する分析結果によると、本人等は後見人による身上監護活動を評価する一方で、財産管理についてはほとんど評価していなかった。だが現行の報酬決定システムは、このような本人等による業務評価をほとんど考慮せず、客観的根拠に乏しい想定（管理対象財産が多ければ後見業務の難易度も上昇するだろうという想定）に基づきながら、もっぱら本人の金融資産の大きさ（ならびにそれを増加させる特別な業務の有無）のみを報酬決定に反映させ、その一方で身上監護については、その実施状況やそれに対する評価などを報酬額にほとんど反映させていないのである。

そもそも後見制度の基本理念とは、本人の身上に配慮し、その権利を擁護することにある。それゆえこの理念を達成するためには、これまで軽視されがちであった本人の身上監護を、従来以上に充実させていくことが重要となる。それとともに、これまで後見における中核的業務とされてきた財産管理は、後見の目的ではなく、あくまでこの基本理念を達成するための手段として捉え直す必要があるだろう。

とはいえ、この身上監護業務をほとんど評価しない現行の報酬決定システムの下では、後見人（特に第三者後見人）は、本人の身上監護活動に必要以上に取り組もうとはしないであろう。人間とは基本的に自己の利益を最大化しようとする合理的行動を行う主体であり、それを前提とするならば、自

己に何ら経済的利益をもたらさない身上監護活動を行う合理的理由はない。もちろん人間は経済的利益にかかわらず、社会的規範や道徳意識等に基づいて行動を行うときもあるが、何らかの社会問題を解決しようとする場合、そのような人間性に過度な期待を寄せることは適切ではない。社会問題の解決のためにはそれに対応しうる社会制度の構築が必要であり、そしてその社会制度は、人々が経済合理的に振る舞うということを前提にして設計されなければならない。

このような点を考慮に入れるならば、合理的とはいいがたい現行の報酬決定システムは、今後大幅に改変していく必要があるだろう。身上監護をほとんど評価せず、もっぱら本人の金融資産だけを反映させる現在のシステムを改め、より積極的に身上監護業務を評価する仕組みに変えていくことが求められよう。

この点に関し、現行のシステムが身上監護を軽視し、もっぱら管理対象財産だけを考慮する仕組みとなってしまう主な要因としては、大きく言って次の3点が挙げられるであろう。

第一に、後見業務（特に身上監護）に対する客観的評価の困難性である。後見人による業務（特に身上監護の質）に対する評価の実施に関しては、サービス受容者による業務評価の聴取の困難性や、評価の実施にともなうコストの発生とその負担の問題などがあり、実際に評価を実施することには大きな困難がともなう。

第二に、本人の保有財産額の客観的把握の容易さである。上述の後見業務に対する客観的評価に比べると、本人の保有財産額の客観的把握は、ほとんどコストがかからず容易に行うことができる。それゆえ報酬決定機関としては、報酬額の算定基準として、コストのかかる業務評価ではなく保有財産額を用いようとする誘因もそれだけ大きくなる。

第三に、後見業務に対する評価を行うための体制の不備である。高齢化の進展にともない、後見事案の件数が年々増加している中、多くの裁判所において事務処理能力が追いつかなくなっているといわれている。このような状況下で、後見業務評価を行うためのさらなる人員の拡充や体制の整備などを行うことは非常に難しい。

このように、現在の制度体系を前提にする限り、今のシステムを合理的な仕組みに改変していくことは難しい。それゆえ、今の後見制度そのものの見直しも検討しながら、システムの改革を行っていく必要があると思われる。この点につき、このシステムの改革案としては、例えば次のようなものが考えられるであろう。

第一に、現在、裁判所が抱えている膨大な後見事務にかかる負担の軽減である。

先に海外事例の検討においても見たように、諸外国では、裁判所とは別に後見の事務をつかさどる別機関を設立したうえで、その機関に裁判所の事務や権限等に移管させるケースが多くみられる。現在、日本の家庭裁判所は、自身の機関のみで後見に係るほとんどすべての事務を所掌しているが、その事務処理能力も限界に達しようとしている現状においては、移管可能な事務を別機関に委託するなどの方策を、今後具体的に検討していく必要があるだろう。

第二に、後見人が実施する業務を客観的に評価するための新たな仕組みの構築である。

現在、後見が行われているさまざまな現場を見てみると、本人に対する身上監護が不十分なことを理由に問題が生じているケースが多いように思われる。これらの問題の多くは、身上監護活動が適切になされれば解決される性質のものであり、そのためにも、後見人には身上監護へのより積極的な取り組みが求められる。

この点につき、身上監護が十分に実施されていない現状をもたらしている最も大きな要因として、既述のような報酬決定の仕組み（身上監護の実績が報酬にほとんど反映されない仕組み）があると考えられる。この状況を是正するためには、客観的な業務評価を行うための新たな制度や運用を導入する必要があるだろう。後見人も、自分が行なった身上監護活動が公正に報酬額に反映されるようになれば、身上監護により前向きに取り組むようになるだろう。そしてこの評価体制の構築を実現するためには、事務量がパンクしつつある裁判所ではなく、むしろ別の機関に対して、この評価に係る事務を移管することも（効率性や公正性の観点から）検討すべきであろう。

第三に、裁判所の後見事務に係るさまざまな基準や運用方針等に関する情報の開示である。

これまで裁判所は、後見事務に係る基準や方針等をほとんど公開してこなかった。しかし、後見人や後見を利用する人々にとっては、後見を行ったり利用したりする上で必要となる情報（例えば、どのような業務を行えばより高く評価されるのか、報酬額はどのような基準により決まり、そしてそれはどの程度の金額になるのか、裁判所の指導方針はどのようなものなのか等）が得られることは非常に有益である。特に、後見活動を行う法人等の事業体においては、中長期的な経営を行っていく上でそれらの情報を得ることは必須ともいえる。それゆえ今後、裁判所は、個々の事案に係る私的な情報等については厳格に秘匿する一方で、後見事務一般に係る判断・評価基準や運用方針などについては、市民の求めに応じてより積極的に公開していくことが期待される。

あくまで以上は、後見制度をより良いものにしていくためのアイデアの一例に過ぎないが、このような改善案が実現されることを通じて、現行の報酬決定システム、ひいては後見制度全体が、これまで以上に人々が使いやすいものに改善されていくだろうと思われる。

8. 本研究のまとめと今後の展望

8.1. 本研究のまとめ

最後に、本研究の内容について、各項目ごとにその概要をまとめておきたい。

8.1.1. 後見業務の実施に係る状況

(1) 本人の財産の取扱や親族対応などの状況

後見活動についての相談や協議等を行うために本人の親族と会う、1ヵ月あたりの回数および時間を見てみると、親族後見人は月に平均2.3回、本人の親族に会う機会があるのに対し、第三者後見人はおよそ2カ月に1回という頻度であった。さらに1ヵ月あたりの平均面会時間については両者の差はさらに大きくなり、親族後見人が2時間半近くであるのに対し、第三者後見人は24分であった。概して第三者後見人は、あまり本人の親族と接することなく後見業務を行っていることが分かった。

また、後見業務を行う上で、本人の親族とトラブルが生じた回数がこれまでどのくらいあるかを見てみると、第三者後見人の場合にはほとんどトラブルが生じたことがないのに対し、親族後見人は約10回にも及んでいた。

さらに、後見人等の財産による立替の程度（本人の支出を後見人等がこれまで代わりに支払った回数）についてみると、親族後見人は平均8回ほど立替を行っていたのに対し、第三者後見人は平均1.4回と、その回数には大きな開きがあった。他方、後見人等が本人の財産を借用した程度については、親族後見人、第三者後見人いずれにおいても、そうしたケースはほとんど存在しなかった。

(2) 本人の判断能力低下にともなう経済的損失の状況

本人の経済的損失が生じた時期について見ると、「経済的被害」、「保有財産の損失」（自身の行為による財産の棄損）、「機会の逸失」（経済的利益を得る機会の逸失）のいずれについても、全体のおよそ8～9割の損失が、後見制度の開始前に生じていた。また、これらの損失の発生回数を見ると、「保有財産の損失」の回数が最も多く、全後見期間平均で8.7回であり、次いで「経済的被害」が2回、「機会の逸失」が1.5回であった。

さらにこれまでの経済的損失の総額について見ると、「機会の逸失」（主に仕事の退職や転職など）による経済的損失の総額が飛びぬけて多く、平均で約810万円にのぼっており、次いで「経済的被害」（同、230万円）、「保有資産の損失」（同、110万円）と続いていた。

また、「経済的被害」を受けた取引の態様について見ると、最も多い取引形態は「訪問販売」（被害全体の6割強）であり、また最も多い取引内容は「商品・サービス一般」（同、7割強）、さらに最も多い取引手法は「判断不十分者契約」（同、7割強）であった。本人は、判断能力が減退している点を悪徳業者につけ込まれ、不必要な高額商品やサービス等を主に訪問販売によって購入させられていた。

また、これら経済的被害のうちの7割強で、何らかの被害の回復が図られており、その被害回復額は平均約100万円であった。この点、被害回復の手段として最も多いのは、「和解・示談」（全体の約3分の1）であった。また、被害全体の7割強において、本人は被害の認識がなかった。

次に、「保有財産の損失」の内容について見てみると、最も多いのが、「現金・貴重品等の紛失や家財道具の破損等」で、全体の約3分の1を占めていた。次いで多いのが「無自覚な贈与・貸与等」や「同種商品やサービスの多重購入・多重契約等」などであった。

最後に「機会の逸失」の内容について見てみると、最も多いのが「本人の離職や転職による機会の逸失」（損失全体の4割）であり、次いで「親族の社会参加の機会や収入機会の逸失」（同、3割）、「親族の離職や転職による機会の逸失」（同、2割）であった。

8.1.2. 後見業務に対する後見人の認識

(1) 後見業務遂行における後見人の役割意識

後見人としての役割意識（完全に後見人としての立場で業務を行っている場合には役割意識100%）について、後見業務全般について見てみると、後見人の役割意識の平均は、78%という高さにもぼっていた。このことから、多くの後見人が、自身の本人に対する活動はあくまで後見人として行っていると考えていることが分かる。

この点につき、後見業務を、「財産管理」、「身上監護（法律行為）」、「身上監護（事実行為）」、「法的対応」の4つの業務に分けて見てみると、業務間に大きな違いが存在していた。

まず「財産管理全般」（役割意識85%）と、「法的対応全般」（同、85%）については、後見人としての役割意識は非常に高く、また「身上監護（法律行為）」（同、77%）も比較的高い意識となっていた。その一方で、「身上監護（事実行為）」の役割意識（同、46%）は、他の業務と比べてかなり低い水準となっていた。多くの後見人（特に親族後見人）は、事実行為としての身上監護を行う際、後見人と親族（ないし知人）としての立場を混在させながら、実際の業務を行っていると考えられる。

(2) 後見業務の難易度・煩雑度に関する認識と期待報酬額

後見人等による、後見業務の難易度と煩雑度についての認識と期待報酬額について概観すると、以下のような点が明らかになった。

後見業務全般の難易度（その業務を行うことが不可能なほど難しい場合は100点）についての後見人の認識を見てみると、その全体の平均点は53点であった。後見業務を「財産管理」、「身上監護（法律行為）」、「身上監護（事実行為）」、「法的対応」の4つの業務に分けた上で、それぞれの業務に対する後見人の認識を見ると、いずれの業務についても業態間では大きな差異は生じていなかった（親族後見人と第三者後見人の難易度の認識は、ほぼ同じ傾向を示していた）。また、各業務に対する認識を個別に見ると、最も難しいとされたのが「法的対応」（難易度平均68点）であり、次いで、「財産管理」（難易度平均47点）、「身上監護（事実行為）」（同、46点）、「身上監護（法律行為）」（同、45点）となっていた。

次に、後見業務全般の煩雑度（その業務を行うことが不可能なほど面倒な場合は100点）についての認識を見てみると、その全体の平均点は55点であり、その認識に業態間でほとんど差は見られなかった。各業務に対する認識を見ると、最もわずらわしいとされたのが「法的対応」（煩雑度平均70点）であり、次いで、「身上監護（法律行為）」（同、44点）、「財産管理」（難易度平均42点）、「身上監護（事実行為）」（同、41点）となっていた。

続いて、後見業務全般に対する期待報酬額（1業務単位あたり）について見てみると、業務間、業態間で大きな差が生じていた。「後見業務全般」に対する期待報酬額は、全体の平均額が約1

万8千円（親族後見人約1万6千円、第三者後見人約2万円）であった。各業務に対する期待報酬額を見ると、最も高額だったのが「法的対応」（期待報酬額約2万円）であり、次いで、「財産管理」（同、約1万9千円）、「身上監護（法律行為）」（同、約6千円）、「身上監護（事実行為）」（同、約3千円）となっていた。

最後に、これら難易度、煩雑度、期待報酬額の相互関係について見てみると、各業務の難易度、煩雑度の間に、一定の相関関係（難易度が高い業務は煩雑度も高いという関係）が成立していることが分かった。対して、期待報酬額と難易度・煩雑度の間には相関関係はあまり成立していなかった（業務の難易度や煩雑度が高いからといって、必ずしも期待報酬額も高くなるわけではない）。

8.1.3. 後見人によって実施される業務内容に関する分析

各後見業務の平均実施率（全61業務の実施率の平均）について概観すると、「動産管理」の実施率が最も高く、動産管理業務（全12業務）の平均実施率は72%であった。次いで実施率が高い業務として、順番に、「その他の後見業務」（全9業務の平均実施率が57%）、「身上監護（法律行為）」（全14業務、46%）、「不動産管理」（全6業務、39%）となっていた。一方で、「身上監護（事実行為）」（全9業務、29%）、「死後事務」（全3業務、22%）、「法的対応」（全8業務、18%）は、比較的实施率が低かった。

これらの業務の実施率について、業態別に見てみると、「身上監護（事実行為）」と「死後事務」以外の業務については、親族後見人よりも第三者後見人による実施率の方がやや高い傾向にあった。これに対して、「身上監護（事実行為）」については、親族後見人（なかでも本人と同居の後見人）が、第三者後見人よりも実施率が高かった。

次に、各後見業務の1年あたりの平均実施回数について概観すると、全体的な傾向として、「身上監護（事実行為）」の実施回数（年平均38回）が最も高く、次いで「動産管理」（同、29回）となっており、日常的な現金や預金の管理や、介護等の日常生活の支援は比較的頻繁に行われていた。特に、「身上監護（事実行為）」については、同居の親族後見の実施回数（年平均83回）が突出して多かった。その一方で、「不動産管理」（年平均6回）、「身上監護（法律行為）」（同、5回）、「法的対応」（同、2回）、「死後事務」（同、0.6回）の実施回数は、相対的に非常に少なかった。

続いて、各後見業務の1年あたりの平均実施時間について概観すると、「身上監護（事実行為）」の年平均実施時間が88時間と、突出して長く、次いで「不動産管理」（年平均実施時間11時間）、「動産管理」（同、10時間）、「身上監護（法律行為）」（同、7時間）、「法的対応」（同、4時間）となっていた。この点、親族後見の「身上監護（事実行為）」（同、約130時間）の実施時間が特に長くなっており、逆に第三者後見の実施時間（同、約13時間）は非常に短かった。

最後に、各後見業務の1回あたりの平均取扱金額について概観すると、各業務の中で、顕著に高い金額になっていたのは「不動産管理」で、平均約580万円であった。次に多いのが「法的対応」（平均取扱金額310万円）で、「死後事務」（同、約240万円）、「動産管理」（同、84万円）、「身上監護（法律行為）」（同、45万円）と続いていた。そして、著しく取扱金額が少なかったのが、「身上監護（事実行為）」（同、約7千円）であった。

8.1.4. 後見人の活動に対する評価

(1) 後見人の業務に対する本人等による評価

後見人等と本人とのコミュニケーションについての客観的評価（本人や周囲の人等によって行われる100点満点による評価）について見ると、第三者後見人において評価が高く（本人〔軽度〕による評価89点）、親族後見人においてはやや評価が低かった（同、67点）。

後見人等によって行われる財産管理ならびに身上監護の適切性についての評価を見ると、いずれの業務に対しても、非常に高い評価（財産管理90点、身上監護86点）が与えられていた。

後見人等による、本人の家事支援や介護についての評価を見ると、後見人等の自己評価（家事18点、介護9点）、および本人の周囲の人の評価（家事27点、介護21点）は低かったが、本人はある程度の評価（家事51点、介護50点）を与えていた。

後見人等が後見活動を行うことによって、本人の生活状況・精神状態・身体状況が良くなったかどうかについての評価を見ると、いずれについても本人の評価（生活状況92点・精神状態89点・身体状況86点）は非常に高かった。

後見人等の仕事ぶりに対する総合評価を見ると、全体的に、おおむね高い評価となっていた（後見人による評価81点、本人の周囲の人による評価88点、本人〔軽度〕による評価98点）。

なお、後見監督人の後見監督業務に対する評価を見ると、後見人のそれと比べたとき、本人の周囲の人等からの評価は総じてかなり低かった。

(2) 業務評価に関する全体的傾向

以上の評価に関する全体的な傾向についてまとめると、次のようになる。

まず業態の違いによる評価の差として、親族後見人に対してよりも、第三者後見人に対しての方が、評価が高くなる傾向にあった。また、評価者の違いによる評価の差としては、本人（被後見人等）による評価が特に高くなる傾向にあった。

この点については、おそらく（自分の親族ではなく、赤の他人である）第三者が後見人として世話をしてくれているという事実そのものに対して、本人（やその周囲の人）から高い評価が与えられている可能性が考えられる。もし仮にそうだとすると、第三者後見人に対して評価が高くなるという全般的傾向は、第三者後見人の活動内容に対する評価というよりも、むしろ第三者（他人）がわざわざ面倒をみてくれているという事実そのものに対する感謝を強く反映していることが考えられる。

また、別の観点から言うと、親族後見の場合、親族が本人の面倒を見るのはむしろ当然であるという思いが、本人（やその周囲の人）の評価を相対的に低下させていることも考えられる。

さらに言うと、本人による評価が特に高いという全般的傾向は、上記の理由に加え、後見人に対して自分の財産から報酬が支払われていることを、本人が明確に認識していないことが、その要因の1つになっている可能性がある（逆に言うと、赤の他人が無料で自分に奉仕してくれているという認識が、本人の高い評価につながっていることも考えられる）。

8.1.5. 諸外国における公的後見機関に関する事例検討

(1) オーストラリア・タスマニア州における公的後見機関

オーストラリア・タスマニア州における公的後見機関の主な特徴としては、次の5点を挙げることができる。第一に、成年後見を所掌する機関が裁判所ではなく、司法的機能を備えた行政機関であること、第二に後見に関する監督機関と実施機関が分離されていること、第三に身上監護と財産管理とで実施機関が異なっていること、第四に公的後見についての監督機関と身上監護機関については政府予算による運営がなされており、監督機関に対する申請および監督に関する諸手続にくわえて、公的身上監護人による活動に対しても基本的には利用者に対する費用負担が求められていないこと、第五に公的財産後見人に対して支払われる報酬についてはあらかじめ費用体系が明示されていること、である。

(2) カナダ・ブリティッシュコロンビア州における公的後見機関

カナダ・ブリティッシュコロンビア州における公的後見機関の主な特徴としては、次の5点を挙げることができる。第一に、成年後見を所掌する機関が、裁判所のほかに公的後見を担当する機関として司法的機能を備えた行政機関があること、第二に後見に関する監督機関と実施機関が未分離であり、公的後見庁自身が後見人としての活動を行うとともに、後見に関する監督についても一部担当していること、第三に機関内の一部門が身上監護と財産管理をともに担当しており、明確に分離されていないこと、第四に公的後見機関の財政面については、政府予算への依存度が低く、独自の収入を中心とした歳入構造にあること、第五に成年後見に関して利用者が負担する費用については、規則としてあらかじめ体系的に明示されていること、である。

8.1.6. 現行の報酬決定システムの構造に関する分析

(1) 本分析の枠組みと分析結果

現行の報酬決定システムを構成する主要な4つの要素、すなわち、「本人の財産」、後見人等による「後見業務」、その後見業務に対する「評価」、後見業務に対する「後見報酬」を取り上げ、理念型としての合理的な報酬決定システムのモデルを構築した上で、その構成要素間の相互関係のあり様について多変量解析を用いて分析した。

この分析とその結果について簡潔にまとめると、次のようになる。

第一に、本人の財産と後見業務の関係に関する分析（分析1）である。本分析によって、（裁判所も採用しているとされる想定と異なり、）本人の保有財産が多ければ後見業務も難しくなる、というわけではないことが明らかになった。

第二に、後見業務とその評価の関係に関する分析（分析2）である。本分析によって、後見人が行う業務のうち、身上監護活動は本人等の評価を高める傾向にある（他方、財産管理業務は評価に影響を与えない）、ということが明らかになった。

第三に、業務評価と報酬の関係に関する分析（分析3）である。本分析によって、後見人の業務に対する後見関係者の評価が高くても、報酬が多くなるわけではない、ということが明らかになった。

第四に、後見業務と報酬の関係に関する分析（分析4）である。本分析によって、後見人が行う業務一般の業務量は報酬額に影響を与えないが、そのうちの特別な業務だけは、その実施による本

人の経済的利益が多いほど報酬も多くなる、ということが明らかになった。

第五に、本人の財産と報酬の関係に関する分析（分析 5）である。本分析によって、本人の管理対象財産（特に金融資産）が多いほど、報酬も多くなる、ということが明らかになった。

第六に、総合的分析（分析 6）である。本分析によって、後見報酬額は、①本人の金融資産額の多さ、②後見人が親族であるか否か、③後見人は特別な業務を実施したか否か、ということによって大きく影響される、ということが明らかになった。

(2) 本分析のまとめと含意

現行の報酬決定システムは、理念型としての合理的な仕組みではなく、むしろかなり非合理的な仕組みで動いていることが明らかになった。すなわち、客観的な根拠に乏しく、いまだ実証されていない想定に基づき、サービス受容者の評価をほぼ全く考慮せず、結果として公平性に欠けた仕組み（一生懸命仕事をした人が報われない仕組み）になってしまっているのである。

現行の報酬決定システムの主な問題点としては、次の 5 点を挙げることができよう。

すなわち、①後見報酬の決定構造の不透明性、②（主に報酬決定構造の不透明性による）後見実施主体における予測不可能性、③後見報酬が本来有するはずのインセンティブ機能の不全、④後見業務に対する評価の客観性・正確性の欠如、⑤後見業務に対する対価としての相当性の欠如（その結果としての報酬の不公平性）、である。

現行のシステムが身上監護を軽視し、もっぱら管理対象財産だけを考慮する仕組みとなってしまう主な要因としては、大きく言って次の 3 点が挙げられるであろう。すなわち、①後見業務（特に身上監護）に対する客観的評価の困難性、②本人の保有財産額の客観的把握の相対的な容易さ、③後見業務に対する評価を行うための体制の不備、である。

今後は、今の後見制度そのものの見直しも検討しながら、システムの改革を行っていく必要があると思われるが、このシステムの改革案としては、例えば次のようなものが考えられる。第一に①現在、裁判所が抱えている膨大な後見事務にかかる負担の軽減、②後見人が実施する業務を客観的に評価するための新たな仕組みの構築、③裁判所の後見事務に係るさまざまな基準や運用方針等に関する情報の開示、である。

8.2. 今後の課題と展望

本研究の特徴ないし成果は以下の 4 点と考える。

第一に、従来の成年後見において、誰が、誰に、何を、どのように行い、いくらお金が動いたか、という個々の事実やデータを可能な限り多く収集したこと。

第二に、上記の各要素が、どのような相互関係にあるかについて、計量分析を用いて実証的に説明したこと。

第三に、特に後見報酬の観点から、上記の各要素の関係について明らかにしたこと。

第四に、「豊かな生活のための支援」という概念を導入し、後見人の役割意識や成年被後見人の声などに関するデータを用いることで、成年を後見するという事象を評価するためのモデルを構築したこと。

この点につき、当該分野においてこれまで行われた研究に比して、上記1はより詳細に行われ、また2、3、4はより新規的な試みと考えている。

以上の成果を踏まえ、今後より多くのデータを収集し活用することによって、本研究をさらに発展させていく必要がある。このような観点からも、今後の後見の発展・充実に資する研究を促進していくために、裁判所が公開可能な情報を開示することについて、これまで以上に前向きに検討していくことが求められよう。

従来の、財産を後見するというマインドが底流に流れている提言や主張などは、本人の健康で文化的な生活を支援するための成年後見を今後展望していくうえで、もしかするとあまり有効ではないのかも知れない。それゆえに、身上監護や、豊かな生活のための支援という視点が重要なのであり、このような観点に基づきながら今後の研究を展開させていく必要があるだろう。

ただ、このような視点から今後の研究を進展させて行くにあたり、一つの大きな危惧がある。つまり、後見とはほとんど縁のない（したがって後見のことはほとんど知らない）多くの国民の意見を取り入れながら研究等が進められていった場合、例えば、身上監護による成年被後見人等の健康的で豊かな文化的生活の実現などは、労多く功少なし、などといった結論が導き出されてしまうかも知れない、というものである。

仮にそうなった場合、今回の研究結果（家庭裁判所は、もっぱら本人の金融資産の多寡でしか後見人を評価していない、などの結果）が与えたものとは比べ物にならないほど、大きな虚無感に覆われることになってしまうだろう。例えば、政策的に、「成年後見は財産管理制度に留めるべきである」、とか、「成年後見制度を廃止して新しい禁治産制度を創るべきである」などといった主張をせざるを得ないような結果が導き出されてしまうかも知れないのである。

本研究を通じて「成年後見は誰のため、何のため」という問いに対する答えが、研究を始める前に以上に複雑になってしまったようにも感じられる。もっといえば、分からなくなってしまう感すらある。成年を後見するという事象における真の受益者とは、われわれ自然人や法人などではなく、取引社会の構造といった漠とした何かなのかも知れないと考えるにつけ、当該分野を研究することになにやら恐ろしさすら感じられるのである。

さはいえ、成年被後見人等の純粹さに出会うにつけ、難しいかも知れないが、健康で文化的な生活を営むことの経済的価値を追求し、その実現を促すためのさまざまな制度や仕組みの構築（身上監護に係る手続き・結果・効果の評価手法の開発、身上監護の観点に基づく適切な報酬算定システムの形成、事務処理能力の限界にある家庭裁判所の事務（選任後の事務等）を軽減させるための業務委託等の仕組みづくりなど）を今後行っていく必要性を強く感じるのである。後見して良かった、後見されて良かった、という仕組みを今後作っていきたく強く願うのである。

また、成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見委任者において、現状でも実際に行うことができている行為や、もう少し頑張れば可能になる行為、などに関するデータを今後より多く収集していく必要があるだろう。これらのデータに基づき、現在の代理権・同意権・取消権の行使の実施状況等を明らかにすることなどを通じて、必要以上に過剰な業務が実施されている後見や、逆に必要な業務が十分に実施されていない後見などを是正し、現在の後見業務のあり方をより適切な形に近

づけていくことが求められるのである。

科学的に導かれる知識やデータが十分活用されないならば、現在の成年後見はいつまでたっても社会化していかないであろう。科学的に摩訶不思議ともいえる成年後見の実証研究ではあるが、今後とも精力的に、利用可能なリソースを十二分に活用しつつ、さらなる発展につなげていきたいと考えている。

参考文献

書籍等

- Guardianship and Administration Board, “A Handbook for Private Administrators”, 2008
- Guardianship and Administration Board, “Private Guardian’s Handbook”, 2009
- Guardianship and Administration Board, “Annual Report”, 各年度版
- Office of Public Guardian, “Annual Report”, 各年度版
- Robert M. Gordon, “The 2012 Annotated British Columbia Incapacity Planning Legislation, Adult Guardianship Act and Related Statutes”, CARSWELL, 2012
- The Public Guardian and Trustee, “Annual Report”, 各年度版
- The Public Guardian and Trustee, “Private Committee Services Handbook”, 2013
- ジムニー, グロスバーク, 日本社会福祉士会編訳『アメリカ成年後見ハンドブック』勁草書房, 2002
- 英国医師協会, 日本社会福祉士会編訳『イギリス成年後見ハンドブック 能力判定の手引き』勁草書房, 2005
- 新井誠, 赤沼康弘, 大貫正男『成年後見制度 法の理論と実務』有斐閣, 2006
- 新井誠, 赤沼康弘, 大貫正男『成年後見法制の展望』日本評論社, 2011
- 新井誠監、2010年成年後見法世界会議組織委員会編『成年後見法における自立と保護』日本評論社, 2012
- 池田恵利子, 上山泰, 齋藤修一, 小渕由紀夫『市民後見入門』民事法研究会, 2011
- 上山泰『専門職後見人と身上監護 第2版』民事法研究会, 2010
- 小賀野晶一『成年身上監護制度 日本法制における権利保障と成年後見法の展望』信山社, 2000
- 小賀野晶一『民法と成年後見法 人間の尊厳を求めて』成文堂, 2012
- 菅富美枝『イギリス成年後見制度にみる自立支援の法理 ベスト・インタレストを追求する社会へ』ミネルヴァ書房, 2010
- 田山輝明編『成年後見制度と障害者権利条約』三省堂, 2012
- 法制大学大原社会問題研究所, 菅富美枝『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』法制大学出版局, 2013
- 法務省大臣官房司法法制調査部編『諸外国における成年後見制度』法曹会, 1999
- 宮内康二『成年後見制度が支える老後の安心 超高齢社会のセーフティネット』小学館, 2010

論文等

- 上山泰・菅富美枝「成年後見制度の理念的再検討—イギリス・ドイツとの比較を踏まえて」『筑波ロー・ジャーナル』, 8号, 2010
- 北野誠一「カナダ・ブリティッシュコロンビア州における成年後見制度と障害者の権利擁護」, 『ノーマライゼーション』, 第20巻, 2000
- 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」各年度版